

／ 私たちがお手伝いさせていただきます。 ／



一般社団法人
福岡相続相談センター

代表 公認会計士・税理士 川庄 康夫

営業時間 9:00～17:00(土日休/夜間・休日応相談)

従業員数 公認会計士1名 税理士3名



〒810-0012 福岡市中央区白金1-4-10 SUNSHINE C-PAK
TEL: 092-524-6368 FAX: 092-524-7003
e-mail: info@fukuoka-souzoku.com

福岡相続相談センターホームページ
<http://www.fukuoka-souzoku.com/>

川庄公認会計士事務所ホームページ
<http://www.kawa-sho.co.jp/>



福岡相続相談センターは、相続手続きを中心に信託契約・遺言・相続税申告に関する総合的なご支援をしています。

ご予約・お問い合わせ



0120-459-081

受付時間 9:00～17:00(土日祝日除く)

相続手続き&相続対策あんしんガイド

『この一冊で すべてが安心 相続』の

相続
手続きの
手引本

- 遺言の書き方は？
- 相続手続きの手順と方法は？
- 我が家は相続税がかかるの？
- 「家族信託」ってなに？ など



一般社団法人
福岡相続相談センター

相続って分からないことだらけ……

遺産相続って
どうやれば
いいんだろう？

相続人って
なに？
誰になるの？

相続税って
どれくらい
かかるんだ？

相続って
どうやって
進めるの？

遺言書って
どうやって書けば
いいんだろう？

相続放棄って
なに？



ごあいさつ

公認会計士・税理士 川庄 康夫

相続の手続きや仕組みには、難しいこと、わずらわしいことがたくさんあります。普段の生活の中では出会わない経験ばかりです。

でも、ご安心ください！福岡相続相談センターでは、税理士による親身な安心サポートを提供させていただいております。

分からないことは何でも聞いてください。あなたのご相談をお待ちしております！



目次

① 相続手続

1. 相続手続の全体像(フローチャート)
2. 相続手続の種類

② 相続手続の進め方

1. 誰に分ける？ 相続人と相続分
2. 何を分ける？ 相続財産調査
3. 遺産をどう分ける？ 遺産相続の方法
4. 準確定申告とは？
5. 相続税とは？
6. 相続税の申告と納付
7. 相続関係用語解説
8. 必要書類一覧

③ 生前対策の進め方

1. 争族対策
2. 相続税対策

④ 家族信託

「家族信託」という言葉をご存知でしょうか？

⑤ 改正事項

「相続法」が大幅に見直されました

⑥ 福岡相続相談センターについて

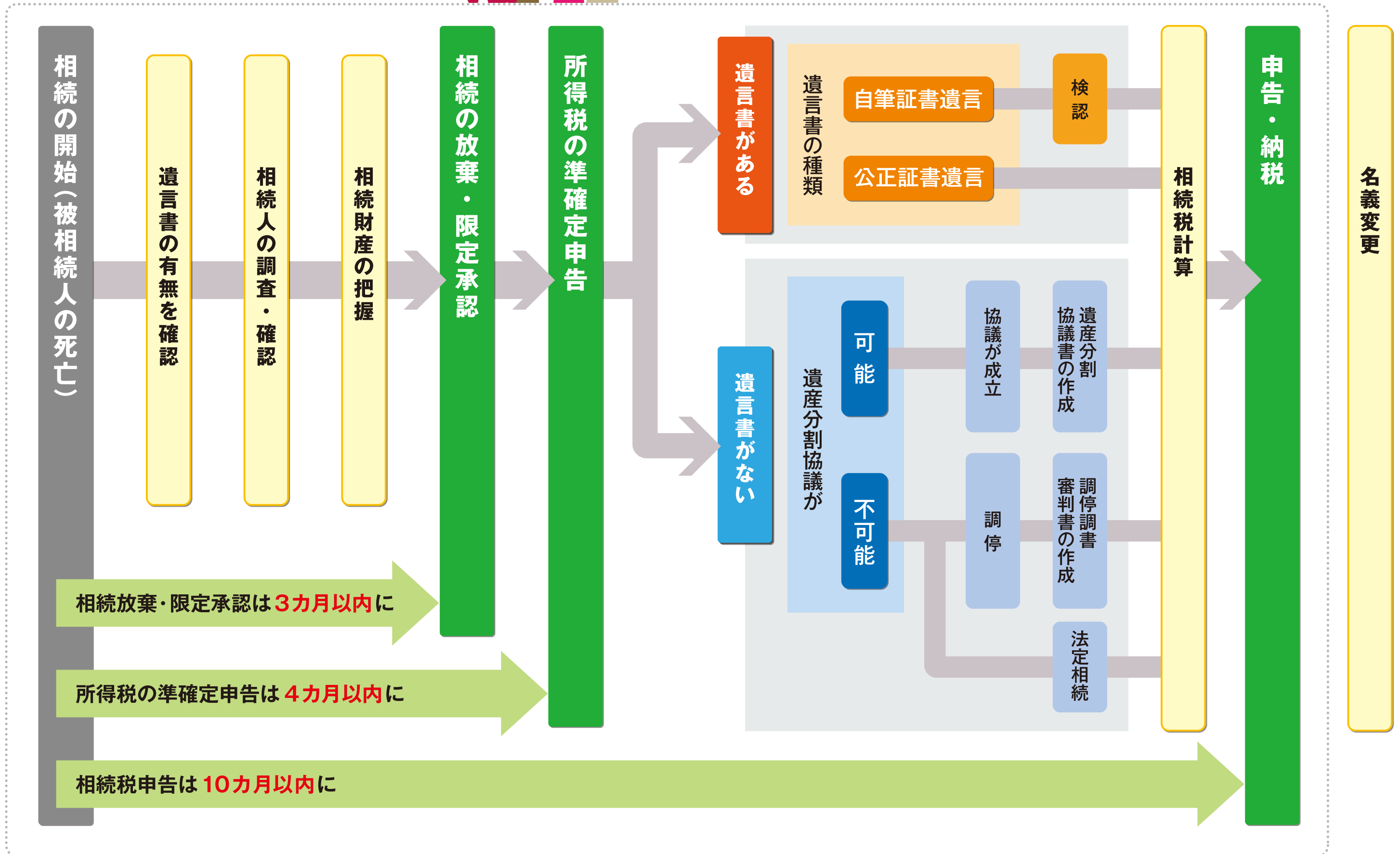
相続に関するご相談はお任せください

① 相続手続

1. 相続手続の全体像(フローチャート)



相続が発生すると、葬儀、役所への届出(死亡届)、年金・保険手続など、親族が対応しなければならないことがたくさんあります。それらが落ち着いたところで、具体的な相続手続を進める流れになりますが、相続手続は期限が定められている場合も多いので、全体の流れを知っておくことが相続手続をスムーズに進めるポイントになります。



1 相続手続

2. 相続手続の種類

相続手続のスケジュールが分かったら、ご自身がどこでどんな手続をするべきかをチェックしてみましょう。
相続手続は性質によって大きく5つに分類できます。基本手続・やめる手続・もらう手続・引き継ぐ手続・法律上の手続です。期限があるものも多く、優先順位をつけることが重要です。



基本手続	☐ 死亡届	市区町村役場(7日以内)
	☐ 死体火葬埋葬許可申請	市区町村役場(7日以内)
	☐ 世帯主変更届	市区町村役場(14日以内)
	☐ 児童扶養手当認定請求	市区町村役場(世帯主変更届と同時)
	☐ 復氏届	市区町村役場
	☐ 姻族関係終了届	市区町村役場
	☐ 子の氏変更許可申請	家庭裁判所
	☐ 改葬許可申立	旧墓地の市区町村役場
	☐ 国民健康保険証の返却	市区町村役場
	☐ シルバーパスの返却	市区町村役場
	☐ 高齢者認証福祉サービス	福祉事務所
	☐ 死亡退職届	勤務先
	☐ 身分証明書	勤務先
	☐ 最終給与	勤務先
	☐ 社会保険証の返却	勤務先
やめる手続	☐ クレジットカード	クレジット会社
	☐ 借金(負債の確認)	金融機関・ローン会社
	☐ 会員証	デパート・フィットネスクラブ・JAF・老人会など
	☐ リース・レンタルサービス	リース会社・レンタル会社
	☐ 金融取引(預金)	金融機関
もらう手続	☐ 証券取引(株・投資信託)	証券会社
	☐ 生命保険・入院保険	生命保険会社
	☐ 団体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル
	☐ 簡易保険	郵便局
	☐ 死亡退職金	勤務先
	☐ 遺族共済年金	共済会
	☐ 葬祭料	共済会・市区町村役場(2年以内)
	☐ 生命保険付住宅ローン	金融機関(団体生命保険)
	☐ クレジットカード	クレジット会社(保険附帯確認)
	☐ 遺族基礎年金の請求(国民年金)	市区町村役場
	☐ 寡婦年金の請求(国民年金)	市区町村役場
	☐ 死亡一時金の請求(国民年金)	市区町村役場
	☐ 遺族厚生年金の請求(厚生年金)	社会保険事務所
	☐ 遺族共済年金の請求(厚生年金)	社会保険事務所
	☐ 葬祭費の請求(国民健康保険)	市区町村役場
	☐ 埋葬費の請求(社会保険)	勤務先・社会保険事務所
	☐ 高額療養費の請求(健康保険)	市区町村役場・社会保険事務所
	☐ 高額療養費の還付	社会保険事務所
	☐ 遺族補償年金・一時金の請求	労働基準監督署

引き継ぐ手続	☐ 借地契約	地主
	☐ 賃貸住宅	管理会社・地主
	☐ 公営住宅	公営管理団体
	☐ 家屋の火災保険	損害保険会社
	☐ 預金・貯金	各金融機関
	☐ 出資金	銀行・信用金庫・農協
	☐ 株・投資信託	証券会社
	☐ 自動車	陸運局
	☐ 自動車保険	損害保険会社
	☐ 保証金	保証金の預け先
	☐ 貸付金	貸付先
	☐ 電話加入権	電話会社
	☐ 光熱費	電気・ガス会社・水道局
	☐ 会員権	ゴルフ・リゾートクラブ
	☐ 事業の許認可	管轄官庁
法律上の手続	☐ 著作権	各著作権協会
	☐ 借金(住宅ローン・クレジット)	各金融機関・ローン会社
	☐ 保証人の地位	債権者
	☐ 固定資産税・都市計画税の承継	市区町村役場
	☐ 相続人の確定(相続関係説明図の作成)	市区町村役場
	☐ 遺産の調査(遺産目録の作成)	引き継ぐ手続先全て
	☐ 遺産分割協議書の作成	相続人
	☐ 特別代理人選任の申立(相続人が未成年の場合)	家庭裁判所
	☐ 遺言書の検認(自筆遺言書の場合)	家庭裁判所
	☐ 遺言執行者選任の申立(遺贈の場合)	家庭裁判所
	☐ 相続放棄・限定承認の申立	家庭裁判所
	☐ 不動産の名義変更登記(相続登記)	法務局(司法書士)
	☐ 会社役員の死亡登記	法務局(司法書士)
	☐ 住宅ローンの引受け	銀行・信用金庫・法務局
	☐ 根抵当権の引受け(事業用資金の借入がある場合)	銀行・信用金庫・法務局
	☐ 借金の整理	債権者(司法書士・弁護士)
	☐ 遺留分減殺請求	相続人
	☐ 所得税の準確定申告	税務署(税理士)
	☐ 相続税の申告	税務署(税理士)
	☐ 年金の手続き	市区町村役場・社会保険事務所
	☐ 健康保険の手続き	市区町村役場・社会保険事務所
	☐ 事業の許認可(農業、建設業、酒・たばこの販売)	管轄官庁
	☐ 特許	特許庁(弁理士)

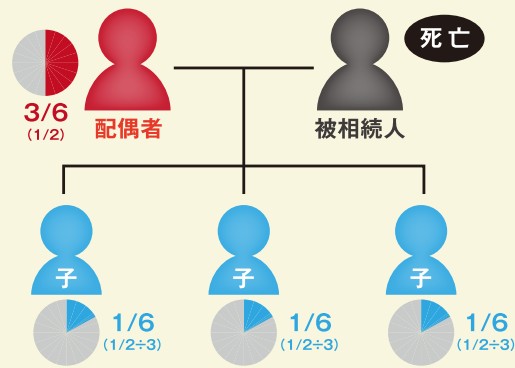
② 相続手続の進め方

1. 誰に分ける？ 相続人と相続分

相続人とは、**相続する権利がある方**のことを指します。
相続分とは、**相続人が遺産を相続できる法律上の割合**のことを言います。
人とその相続分について、次のように定められています。

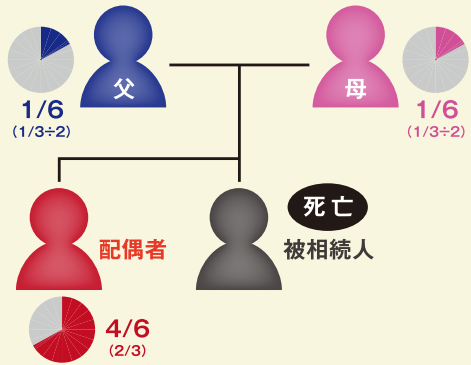
妻 または 夫(配偶者)	常に法定相続人となります。
第1順位 子	配偶者とともに常に法定相続人となります。
第2順位 父母	被相続人に子がいなかった場合に配偶者とともに法定相続人となります。
第3順位 兄弟姉妹	被相続人に子も父母もいなかった場合に配偶者とともに法定相続人となります。

配偶者と子(第1順位)が相続する場合



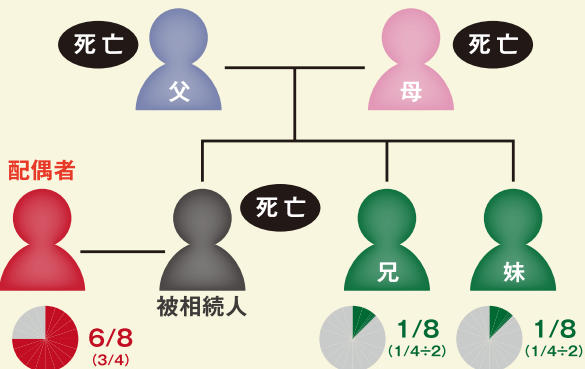
配偶者は1/2、子が残りの1/2の財産を人数で等分する。

配偶者と直系尊属が相続する場合 (子供がいない場合)



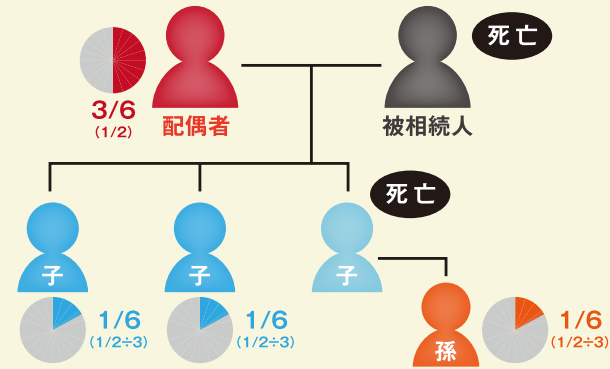
配偶者は2/3、父母は残りの1/3の財産を人数で等分する。

配偶者と兄弟姉妹(第3順位)が相続する場合



配偶者は3/4、兄弟姉妹は残りの1/4の財産を人数で等分する。

子の1人がすでに死亡し、その孫がいた場合



死亡した子の子(被相続人の孫)がいれば、その孫が子に代わって相続分を受け取る(代襲相続)

※実子の嫡出子と養子の相続分は同じです。
※相続人になるはずだった子が死亡しても、さらにその子がいる場合には、第一順位の相続権を引き継ぎます。(代襲相続：民法第887条第2項・第3項、第889条第2項)
※第三順位の相続権はその子(被相続人の甥／姪)のみ、一代に限り引き継ぎます。(代襲相続：民法第889条第2項)

2. 何を分ける？ 相続財産調査

● 遺産とは何か？

遺産とは亡くなった方が残した「権利と義務」のことをいいます。
つまり遺産には、プラスの財産だけでなくマイナスの財産も含まれるということです。

プラスの財産

不動産(土地・建物) 宅地、居宅、農地、店舗、貸地など
不動産上の権利 借地権、地上権、定期借地権など
金融資産 現金、預貯金、有価証券、小切手、株式、国債、社債、債権、貸付金、売掛金、手形債権など
動産 車、家財、骨董品、宝石、貴金属など
その他 ゴルフ会員権、著作権、特許権など

マイナスの財産

借金 借入金、買掛金、手形債務、リース未払金など
公租公課 未払の所得税、住民税、固定資産税など
保証債務
その他 未払費用、未払利息、未払の医療費、預かり敷金など

遺産に該当しないもの

- ・財産分与請求権・生活保護受給権・身元保証債務・扶養請求権・受取人指定のある生命保険金
- ・墓地、霊廟、仏壇、仏具、寝具など祭祀に関するもの

● 遺産の評価をどうするか？

民法上の遺産を引き継ぐ手続きでは、評価方法は定められていません。
なので、一般的には、時価で換算することになります。
ただ、遺産の評価では、評価方法により相続税の評価額が変わってきたり、民法と税法上では遺産の対象とその評価の扱いが異なるなど、専門的な判断が必要です。

税理士や行政書士などの専門家のアドバイスを必ず受けてください。



Q マイナスの財産(借金)も引き継がなければならないのでしょうか？

➡ P9➡「3.遺産をどう分ける？ 遺産相続の方法」の[相続放棄]をご覧ください。

Q 相続税はどれくらいかかるのでしょうか？

➡ P12➡「5.相続税とは？」をご覧ください。

② 相続手続の進め方

3. 遺産をどう分ける？ 遺産相続の方法

相続人が確定し、遺産の概要も見えてきたら、あとはそれを分けるだけです。
さて、遺産をどう分けると良いのでしょうか？
まずは、遺産相続の方法について確認しましょう。

遺言

被相続人の死後に遺言書が発見されれば、遺言書の内容が優先されます。相続人や相続分に関係なく、**遺言書に書かれた内容に従って相続が行われます**。ただし、遺言書の形式は法律で厳格に規定されています。形式が整っていないと無効になる場合もありますので注意が必要です。
また、遺言書があるが、遺言執行者がいない場合、相続人全員の同意をもって自由に分配することが可能です。

法定相続

法律は**血縁関係に応じて相続分を定めています**。**P7** 法定相続の場合は、法律の定めた割合で各財産は共有されます。
なお、これを変更する場合は**遺産分割協議**が必要となります。

遺産分割協議

遺言がない場合や法定相続によらない場合は、**相続人全員で話し合っ遺産分割方法を決めます**。相続人の一人でも欠けた場合、遺産分割は成立しません。話し合いがまとまれば、**「遺産分割協議書」**を作成します。
この遺産分割協議書の内容に従って様々な名義変更手続を行うことになります。遺言書と同様、作成には注意が必要です。

相続放棄

期限
3ヶ月
以内

マイナスの財産が多い時など、何らかの原因で相続したくない場合に行います。

- 相続放棄** 相続権そのものを放棄します。借金を負わなくて済みますが、プラスの財産を取得することもできません。各相続人が単独で放棄できます。
- 限定承認** 相続財産のプラスの範囲でマイナス財産も引き継ぐ制度です。相続人全員で行わなければなりません。

※どちらの方法も、相続があったことを知った後**3ヶ月以内に行わなければなりません**。
万一、相続開始後3ヶ月を過ぎていれば、相続放棄の申立の際、説明をする必要があります。専門知識を要する手続ですので、ぜひ一度ご相談ください。
また、**故意に財産を処分・隠匿している場合**は、3ヶ月以内であっても受けられない場合があります。(お問い合わせ先は、P30をご覧ください。)

左記のうち、一般的に最も多いと言われる**「遺産分割協議」**について確認しましょう。



① 遺産分割の種類

指定分割	被相続人が遺言によって指示する分割方法 で、遺産分割ではこの方法が最優先されます。民法上の相続人以外の人にも分割することもできます。
協議分割	被相続人の遺言による指定がない場合に、 共同相続人全員の話し合いで分割する方法 です。内容を書面にする義務はありませんがトラブルを避けるために、その内容を 遺産分割協議書 という形で残しておきましょう。相続人全員がその内容を承諾したことを証しておくことで将来安全です。協議は相続人全員の合意が必要で、全員が揃わない協議は成立しません。
調停・審判・判決による遺産分割	遺産分割協議がうまくまとまらない場合や、相続人の中に行方不明者がいて協議ができない場合に用いられる方法 です。家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立て、調停でまとまらない場合は、審判になります。

② 遺産分割の3つの方法

現物分割	一般的によく行われる分割方法です。不動産はAに、現金はBに、その他の財産はCにというように、どの相続財産を誰が相続するかを現物によって決める方法です。やり方は簡単ですが、相続人間で不公平が生じる可能性もあります。
換価分割	たとえば、不動産のみが相続財産である場合、その不動産を売却し得た金銭を、売却額を相続人間で分ける方法です。有価証券も同様です。 換価分割のデメリットは、売却時に譲渡所得税が課税されたり、処分に費用がかかる点です。
代償分割	一部の相続人が相続財産を法定相続以上に多めに相続し、不公平が生じた部分について、他の相続人に金銭を引き渡す方法です。場合によっては、代償金を支払う相続人に多額の金銭がなければなりません。

それでは、実際のどの分割方法が良いのでしょうか？
それは、遺産の内容と相続人によって、それぞれ違ってきます。
少しでも「分割が難しいな」と思ったら、専門家へ相談しましょう。

2 相続手続の進め方

4. 準確定申告とは？

① 準確定申告とは

確定申告すべき人が年の途中で亡くなった場合、相続人はその年の1月1日から亡くなった日までの所得を計算して、相続があったことを知った日の翌日から**4ヶ月以内に被相続人の所得税の確定申告**をしなければなりません。これを「**準確定申告**」といいます。

▼こんな方は**準確定申告**が必要です

1. 自営業者で青色申告の方
2. 自営業者の白色申告者で、所得が基礎控除額を越えている場合
3. 給与所得者で

- ① 2ヶ所以上から給与を受けていた場合
- ② 給与収入が2千万円を超えていた場合
- ③ 給与所得や退職所得以外の所得が合計で20万円以上あった場合
- ④ 医療費控除の対象となる高額な医療費を支払っていた場合
- ⑤ 同族会社の役員や親戚などで、給与の他に貸付金の利子、家賃などを受け取っていた場合
- ⑥ 災害減免法により、所得税額等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けていた場合
- ⑦ 給与の支払いを受ける際に、所得税額等を源泉徴収されないこととされていた場合

準確定申告
期限
4ヶ月以内

② 準確定申告のスケジュール



通常は翌年の3月15日までに確定申告すべきものですが、被相続人が死亡の場合は、相続開始があった事を知った日の翌日から4ヶ月以内に準確定申告をしなければなりません。

③ 準確定申告の手続

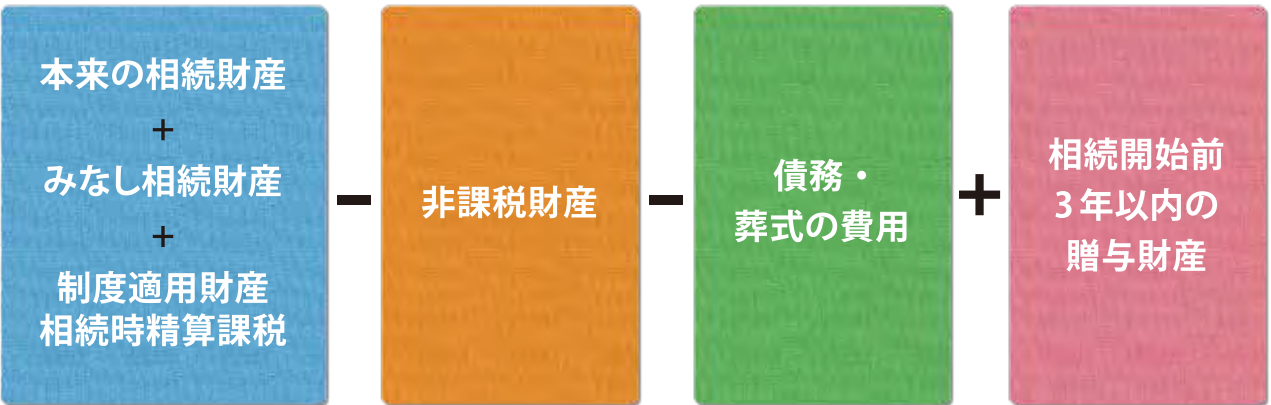
申告先	被相続人(死亡した人)の死亡当時の住所地を管轄する税務署
申告者	・ 相続人または包括受遺者 ・ 相続人が複数人いる場合は、各相続人が連署で行います。
必要書類	・ 確定申告書 ・ 確定申告書の付表 ・ 給与や年金の源泉徴収票 ・ 医療費控除のための領収書 ・ 生命保険や損害保険の控除証明書 ※ 場合によっては、この他にも書類を要求されることもあります。

5. 相続税とは？

相続税は、相続や遺贈等によって取得した財産が一定金額を越えた場合にかかる税金です。統計的には相続が発生した方100人のうち4~5人程度の割合で発生しています。そこで、「自分は大丈夫だろうか?」と心配な方のために、相続税の大まかな仕組みを説明しましょう。

① 相続税は何に対してかかるのか？

課税価格の算出



② 相続税がかかる場合、かからない場合



相続税の基礎控除額 = 3,000万円 + 法定相続人の数 × 600万円

(注) 養子については制限があります。(以下同じ)

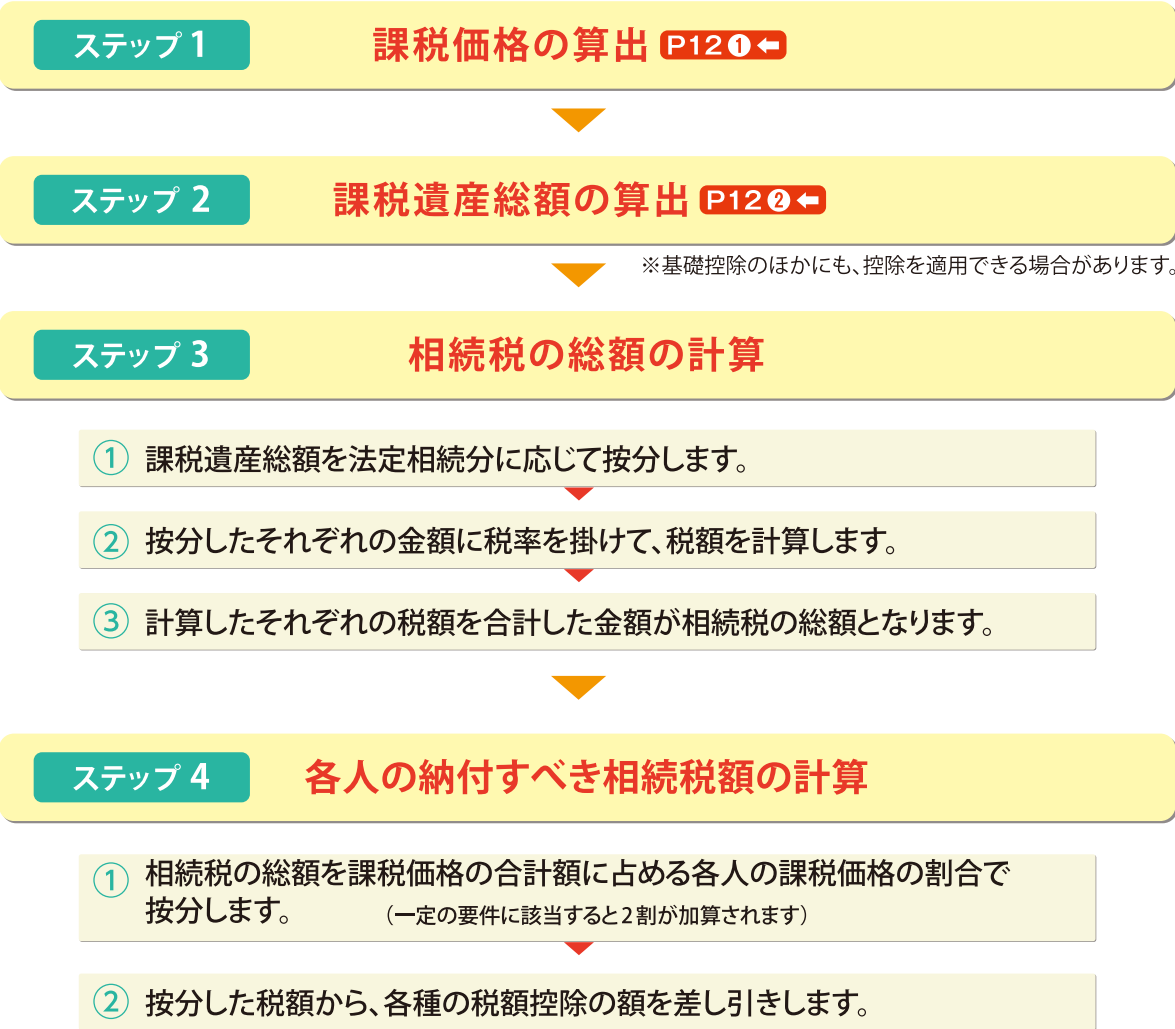
例 相続税の課税価格の合計額 **7,000万円**
法定相続人 ▶ **奥様・長男・長女・次男(4人)**の場合
課税価格の合計額 7,000万円 > 基礎控除額 5,400万円
➡ **よって相続税がかかります。**



2 相続手続の進め方

6. 相続税の申告と納付

1 相続税の計算方法



相続税の速算表

法定相続人の取得金額	相続税の税率	相続税の控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

2 相続税の申告方法

申告が必要な場合	相続税の課税価格の合計が 基礎控除額を超える場合 には相続税の申告が必要です。
申告期限と提出先	相続開始から 10ヶ月以内 に被相続人の死亡時の住所地を管轄する税務署に申告書を提出します。

3 相続税の納付

納付方法と納付期限	相続税の納付は全額を 1回で納付するのが原則 です。 納付期限は 相続開始から10ヶ月以内 です。
納付の方法	最寄の金融機関または所轄の税務署で納付書に金銭を添えて納付します。

● 納付が期限に間に合わない時は…… **延納**

延納とは	相続税が多額で、一度で支払うのが困難な場合に、担保提供を条件として相続税の元金均等年払いによる延納を行うことができます。
延納の要件	・ 納付すべき税額が10万円を超えていること。 ・ 金銭で一括納付することが困難であること。 ・ 担保を提供すること。 ・ 納期限までに延納申請書を提出すること。

● 金銭で納められない時には…… **物納**

物納とは	延納によっても金銭で納付することが困難であり、かつその納付を困難とする金額の限度内である他、一定の要件を満たす場合に金銭の代わりに物で納める方法です。
物納の優先順位	第1順位：国債、地方債、不動産、あるいは船舶。 第2順位：第1順位の財産を用意できない場合は社債、株式などの有価証券。 第3順位：第1、第2順位の財産を用意できない場合は動産。 特定登録美術品は上記順位にかかわらず物納に充てることができます。

2 相続手続の進め方

7. 相続関係用語解説

前述してきたような基礎知識の他に、相続では下記のような言葉が出てきます。
一つ一つはレアケースなのですが、それぞれのご家庭にとっては
大きな金額を伴う事柄ばかりです。
代表的なものを挙げておきます。

押さえておこう！



い りゅう ぶん
遺留分

- 相続人に最低限保証されている相続分のことです。遺言で侵害された場合に請求できます(遺留分減殺請求と言います。)
- 侵害されたことを知って1年以内に手続をしなければなりません。

とく べつ じゆ えき ぶん
特別受益分

- 相続人のなかに結婚費用、住宅資金や日々の生活の資本として財産を受けた人がある場合には、相続人の間で不公平にならないように、この財産は事前に相続したものとして処理されます。

き よ ぶん
寄与分

- 相続人のなかに、被相続人の事業や財産の形成、療養看護などの貢献により、財産の形成、維持に特別に寄与した人は相当分を相続人の協議か家庭裁判所の審判により取得できます。

い りゅう ぶん げん さい せい きゅう
遺留分減殺請求

- 遺言や生前贈与によって遺留分を侵害された相続人が、遺留分を侵害した相続人や受遺者に対して、遺留分の減殺を請求することができる権利です。
- 内容証明郵便で送るのが一般的で、遺留分が侵害されたことを知ったときから1年以内(消滅時効)、または相続開始のときから10年以内に行使しなければなりません。(除斥期限)

特別受益分の注意点

特別受益分の判定は、直接相続分に影響するため相続でよく争われるポイントになります。中には特別受益分の裁判で、10年以上もの時間がかかることもございます。相続人間の特別受益分をきちんと確認したいという方は、相続の専門家にご相談することをお勧めします。

相続登記の注意点

相続登記は相続の名義変更の中でも最も重要な手続きです。それは、①不動産が比較的高価な財産であることや、②登記は専門家に依頼しなければならないことがあること、③登記が遅れ、相続人の中で次の相続が始まってしまうと、権利者が大幅に増える可能性があることなどが理由となります。分割協議が終わったら、速やかに手続きに入りましょう。



ご注意点！

8. 必要書類一覧

相続手続には、添付書類として下記のようなものが必要となります。
相手先によって変わる部分もありますが、代表的なものを掲載しておきます



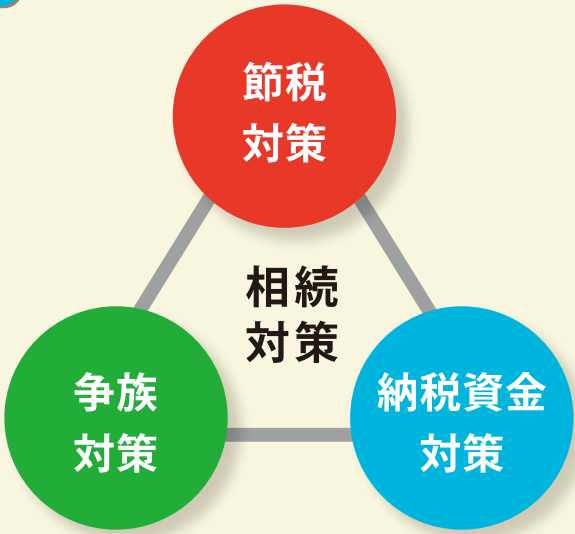
チェック	手 続	種 類	手続先	死亡者の					受取人・相続人の					備 考
				除住民票	除籍	改製原戸籍・原戸籍	診断書	手帳・証書	印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍	受取口座がかわるもの	
☐	会社役員の退任		法務局	●	●				●					会社代表者や役員からの退任手続
☐	会員		所属クラブ						●					電話で対応可
☐	クレジットカード		クレジット会社						●					電話で対応可
☐	遺族年金	国民年金	市区町村役場	●	●		●	●	●		●	●	●	裁定請求書・所得証明書
☐	寡婦年金		市区町村役場	●	●		●	●	●		●	●	●	裁定請求書・所得証明書
☐	死亡一時金		市区町村役場	●	●		●	●	●		●	●	●	裁定請求書
☐	遺族厚生年金		年金事務所	●	●		●	●	●		●	●	●	所得証明書・子の学生証等
☐	遺族共済年金	厚生年金	市区町村役場	●	●		●	●	●				●	所得証明書・加入期間確認通知書
☐	葬祭費	国民健康保険	市区町村役場					●	●				●	葬儀費の領収書
☐	埋葬費	社会保険	勤務先・年金事務所					●	●					葬儀費の領収書
☐	保険金	生命保険	保険会社	●	●			●	●	●				期限は約款による
☐	保険金	簡易保険	郵便局		●			●	●	●			●	死亡記載事項証明書
☐	名義変更	不動産	法務局	●	●	●			●	●	●	●		遺言書・遺産分割協議書
☐	名義変更・解約	預貯金	銀行・郵便局	●	●	●		●	●	●	●	●		遺言書・遺産分割協議書
☐	名義変更	株式	証券会社	●	●	●		●	●	●	●	●		遺言書・遺産分割協議書
☐	名義変更	自動車	陸運局	●	●	●		●	●	●		●		遺言書・遺産分割協議書
☐	名義変更	電気・水道・ガス	各社						●			●		電話で対応可
☐	名義変更	電話	電話会社		●	●			●			●		
☐	名義変更	借金	債権者	●	●	●			●	●	●	●		

③ 生前対策の進め方

1. 争族対策

生前対策は、

相続はある日突然発生する場合がありますが、つい、起きてしまったから慌ててしまいがちですが、見方を変えれば必ず起こることでもあるために、事前にしっかりと準備を進めておけば、慌てずに済む問題でもあると言えます。早めに準備を進めておきたいものです。



生前対策は

① 争族対策 (相続人同士がもめないようにすること)

② 相続税対策 (①節税対策、②納税資金対策) ➡ P23～24 で解説。

の大きく2つに分かれます。

① 争族対策とは

争族対策とは、**遺産分割の際に相続人同士が相続財産をめぐる争うことのないように、予め対策を講じる**ということです。

遺産の分割は、相続人間の話し合い(遺産分割協議)で決めるのが理想的といえますが、相続人全員が納得するようにまとめることは難しいものです。また、事業の継承問題など、遺産の細分化が望ましくない場合もあります。

そこで、相続争いや事業の継承問題などを未然に防ぐには、遺産の分配方法などを相続人に伝えておくことが必要です。ただ、遺産の分配方法を口頭で伝えるだけでは、法的な効力がありませんので、「**遺言書**」として残しておくのが確実です。

特に、家族関係が複雑な場合や相続人が配偶者と兄弟の場合など揉める要素があると考えられるときには、**遺言書の作成は大変有効な方法**であると言えます

② 遺言書必要度チェック

まだまだ一般の方には馴染みの薄い遺言書ですが、実は「遺言書を書いておいた方がよかった」というケースが多く存在します。以下に代表的な例を紹介します。一度ご自身の家庭環境に照らし合わせて検討してみましょう。



-
- 1 ☐ 子どもがいない
 - 2 ☐ 相続人が一人もいない
 - 3 ☐ 相続人の数が多い
 - 4 ☐ 自分が死んだ後の妻(または夫)の生活が心配だ
 - 5 ☐ 相続人の中に行方不明者がいる
 - 6 ☐ 世話をしてくれた嫁(または婿)がいる
 - 7 ☐ 障害をもつ子どもに多くの財産を与えたい
 - 8 ☐ 家業を継ぐ子どもがいる
 - 9 ☐ 遺産のほとんどが不動産だ
 - 10 ☐ 子供たちの経済格差が大きい
 - 11 ☐ 子供たちの仲が悪い
 - 12 ☐ 家族構成に複雑な事情がある(内縁の妻・夫、隠し子など)
 - 13 ☐ 相続に自分の意思を反映したい
 - 14 ☐ 特定の人だけに財産を譲りたい
 - 15 ☐ 推定相続人以外に相続させたい
 - 16 ☐ 現在別居中(離婚訴訟中等)の配偶者がいる
 - 17 ☐ 相続させたくない人がいる

③ 生前対策の進め方

1. 争族対策

③ 遺言書の種類

遺言書の種類、作り方は法律で厳格に定められています。それ以外の方法で作成されたものや口頭で言ったものは無効で、法的効力を生じません。それどころか、かえって紛争の種になってしまう可能性すらあります。そのため、よく注意して作成する必要があります。

ここでは、一般的によく使われる「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」について見てみましょう。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概 要	●公証役場で、2名以上の証人の前で遺言内容を公証人に口頭で伝え、公証人が遺言書を作成する。	●自筆で遺言書を作成し、日付、氏名を記入の上、押印する。
メリット	●公文書として、強力な効力をもつ。 ●家庭裁判所での検認手続が不要。 ●死後すぐに遺言の内容を実行できる。 ●原本は公証役場に保管されるため、紛失・改ざんの心配がない。	●手軽でいつでもどこでも書ける。 ●費用がかからない。 ●誰にも知られずに作成できる。
デメリット	●証人が必要。 ※成年者であることが必要で、推定相続人やその配偶者、ならびに直系血族等はなれない。 ●費用がかかる。	●不明確な内容になりがち。 ●形式の不備で無効になりやすい。 ●紛失や改ざん、隠匿のおそれがある。 ●相続開始後に、家庭裁判所での検認手続が必要。



遺言内容を確実に相続人に伝えるためには、
公正証書遺言が最も安全・確実です



④ 遺言書でできること

法的に意味のある遺言は、民法で下記の通り決められています。もちろんそれ以外のことを書いてはいけないというわけではありません。残された方のことを考えて「付言事項」として遺言者の思いを書かれることは、大変意味のあることではないでしょうか。

財産の処分に 関すること	第三者への遺贈	お世話になった人など相続人以外の人にも財産を贈与することができます。
	社会に役立てるための寄付	社会福祉団体、公的機関、菩提寺などに財産を寄付することができます。
	信託の設定	信託銀行などに財産を管理・運用してもらうための信託設定をすることができます。
相続に関すること	相続分の指定	法定相続分とは異なる相続割合を希望する場合に、相続人それぞれの相続分を指定することができます。
	遺産分割方法の指定	相続人それぞれに、誰に何の財産を相続させるか指定することができます。
	遺産分割の禁止	5年間は遺産分割を禁止することができます。
	生前贈与、遺贈の持戻しの免除	生前贈与など「特別受益」は、相続分から調整されますが（特別受益の持戻し）、それを免除することができます。
	遺留分の減殺方法の指定	相続人の遺留分が侵害された場合、遺贈等の減殺の順序や割合を指定することができます。
	共同相続人間の担保責任の減免・加重	相続した財産に欠陥があって損害を受けた時、相続人同士はお互いの相続分に応じて保障しあうことが義務となっていますが、遺言でその義務を軽減したり加重することができます。
	遺言執行者の指定	遺言の内容を実際に執行してもらう人を指定することができます。
身分に 関すること	認知	婚外の子を認知することができ、認知された子は相続人となることができます。
	法定相続人の廃除 またはその取り消し	虐待・侮辱などの行為をした相続人に対して、相続権を奪う「廃除」ができます。
	未成年後見人の指定	相続人の中に未成年者がいて親権者がいない場合は、後見人を指定することができます。

③ 生前対策の進め方

1. 争族対策

⑤ 遺言書を書いてみよう

遺言の内容をより確実に実現するため、遺言執行者を指定しておきましょう。

遺産が不動産の場合、登記事項証明書どおり正確に記載しましょう。

タイトルはなくても有効ですが、書いた方がよいでしょう。自筆証書遺言の場合は、全文自筆で書く必要があります。

遺言書

私は、私の遺産について、次のとおり遺言する。

一、妻●●花子(昭和○年十月一日生)に対しては次の財産を相続させる。

①●●県●●市一丁目○番

宅地○●平方メートル

②●●県●●市○番地 家屋番号 五番

居室 木造瓦葺二階建

一階○●平方メートル

二階○●平方メートル

二、長女●●さくら(昭和○年三月十五日生)には、次の財産を相続させる。

①●●銀行本店営業部の私名義のすべての預金債権

三、長男●●一郎(昭和○年八月八日生)には、次の財産を相続させる。

①株式会社○●商事の株式一万株

四、一条、三条に記載した以外の私の財産すべてを妻●●花子に相続させる。

五、福岡市中央区○● 公認会計士・税理士川庄康夫を遺言執行者に指定する。

付言事項

私の人生は、愛する妻と愛すべき二人の子どもに恵まれて幸せでした。妻花子の今後の生活のことを考えてこの遺言書をつくりたい。さくらと一郎にはお母さんのことを大事に、私の死後も家族仲良く生活して欲しいことを願います。

令和○年八月二日

福岡市中央区○● ●●辰夫(印)

名前、印鑑、日付は必須です。日付まできちんと書いてください。令和●年●月吉日はNGです。

遺言書に書かれていない財産が出てきたときに、遺産分割協議をすることなく妻がそれらの財産を相続できます。

預貯金、株式その他の財産についても、客観的な資料からできるだけ詳しく正確に特定しましょう。

遺言の相手方については、自分との続柄、生年月日で特定し、第三者の場合は、住所も記しておくといよいでしょう。



ご注意点!

遺言は作っただけでは効力を発揮しない!?

前述したように遺言書は公正証書化することが最も効果的な手段です。我々がサポートする場合、公正役場への同行、遺言書の保管も対応しております。遺言執行者に相応しい方がいない場合、我々が執行することも可能です。また、考えていらっしゃる分配のあり方を実現するのに、より良い方法が見つかる可能性もあります。その場合、推定相続人や財産の調査をした上で再提案させていただきます。

専門家の作る遺言書は
何が違う?



自分でも作れる遺言書ですが、当センターが作成する遺言書は以下の点が違います。

相続人からクレームがつくような遺言書は作りません。

- 相続人に保証されている遺留分(最低限の相続分)への対策
- 特別にお世話をしてくれた人の寄与分(お世話への対価)への対策
- 遺言の無効主張への対策
- 相続人の人生設計をも考慮した対応

円滑に相続手続きができるような遺言書を作成します。

- 明確な内容で手続先も納得させます。
- 相続手続の執行まで責任を持ちます。
- 遺言書の安全管理をお約束します。

※その他、相続税対策、納税対策まで見据えた遺言のトータルサポートも税理士と共同で対応しております。

③ 生前対策の進め方

2. 相続税対策

① 相続税対策には

1. 節税対策（税金を安くすること）
2. 納税資金対策

の大きく2つの考え方があります。
以下に有効な5つの対策をご紹介します

対策 1

相続人を増やし、税率を下げる

- 相続税を減らすには、**相続人の数を増やすという方法**が有効です。
- ①相続人を増やすと一人当たりの相続額が減り、税率区分を下げることができます。
 - ②相続人が一人増えるごとに基礎控除額が600万円追加されます。

そのために有効なのが「養子縁組制度の活用」ですが、一定の制限がありますので詳しくはご相談ください。

対策 2

所有財産の評価を下げる

土地や建物は、利用状況に応じて**財産評価基本通達により評価減**がありますので、下記のような方法で土地・建物の評価を下げる事が可能です。

- ①更地で土地を持っている場合は、一定の要件を満たす建物を建てることで相続税評価額を大きく下げることができます。
(何も建っていない更地の状態に比べ、**最大80%減の評価**になります)
- ②建てた建物は、固定資産税としての評価額がそのまま相続税の評価額になり、**建築費の60%まで下がる**といわれています。木造アパートの場合は、さらに評価額が下がり、節税効果も大きくなります。

対策 3

「住宅取得等資金の贈与の非課税枠の拡大」の活用

平成27年1月1日から平成33年(2021年)12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等を取得した場合において、一定の要件を満たすときは下の表の**非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税**となります。

① 右記②以外の場合			② 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合		
住宅用の家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅	住宅用の家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円	平成31年4月1日～平成32年3月31日(2020年)	3,000万円	2,500万円
平成28年1月1日～平成32年3月31日(2020年)	1,200万円	700万円	平成32年4月1日～平成33年3月31日(2020年)	1,500万円	1,000万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日(2020年)	1,000万円	500万円	平成33年4月1日～平成33年12月31日(2021年)	1,200万円	700万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日(2021年)	800万円	300万円			

対策 4

「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例」の活用

- ①**非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例**
後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場株式等を被相続人(先代経営者)から取得し、その会社を運営していく場合には、一定の要件を満たせばその後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等(一定の部分に限ります)に係る課税価格の**80%に対応する相続税の納税が猶予**されます。
- ②**非上場株式等について贈与税の納税猶予の特例**
後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族(先代経営者)から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、一定の要件を満たせばその後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等(一定の部分に限ります)に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

対策 5

納税資金として自己株式と生命保険を活用

様々な相続税対策を行なっても、相続税がかかる場合もあります。
そのための**納税資金を自己株式と生命保険で用意しておくことができます。**

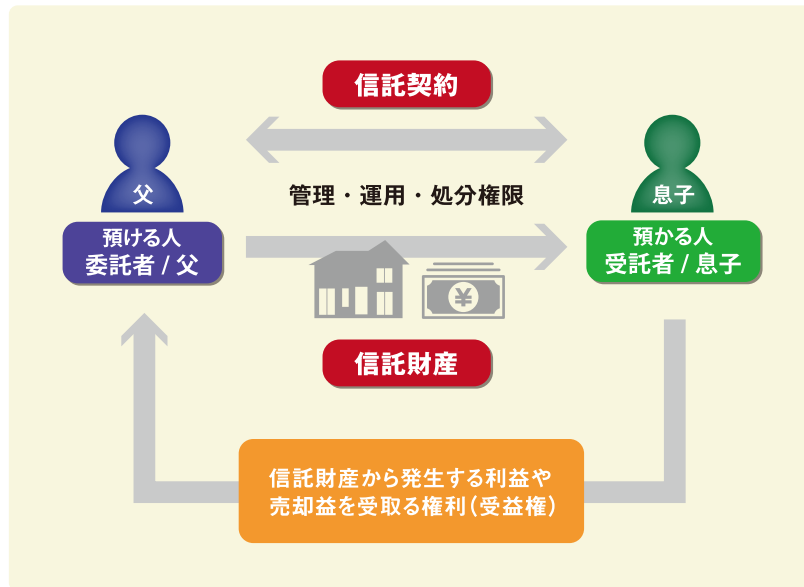
- ①**納税資金にあてる目的で大口の生命保険に加入すると、保険金でスムーズに現金を用意することができます。**また、保険の掛け金を払うことで、相続財産を減らすことができ、かつ、**生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)**を利用することができます。
- ②**会社を運営している場合は、会社の株式を活用するという方法もあります。**以前は、未上場会社の株式は、一般市場性のない株式ですから、売りたいても売ることができませんでした。それにもかかわらず、会社の内容が優良であればあるほど株価も高くなり、株価に対して高い相続税が課税されていました。現在は、**自社の株式を相続した遺族がその株式を会社に売却することが認められており、売却資金を使って、納税を行うということが可能になりました。**

※以上の内容は2019年4月1日現在時点のものです。変更等についてはご相談ください。

4 家族信託

「家族信託」という言葉をご存知でしょうか？

1 家族信託とは



「家族信託」とは、財産を信頼できる家族に任せて管理・処分・運用してもらう契約のことです。

現在、相続対策で最も有効とも言われる方法が「家族信託」です。

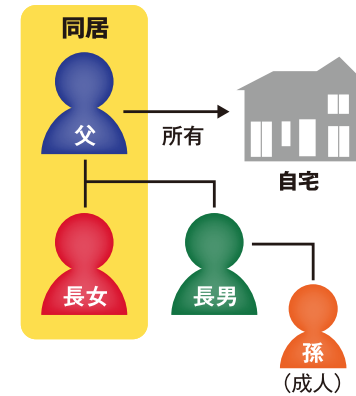
家族信託は、投資信託とは全く異なり、一部の資産家を対象とするものではなく、誰でもお使いいただけるとても身近な仕組みです。特に、「高齢者や障害をお持ちの方の財産管理」に有効だと言われています。

ケース 2

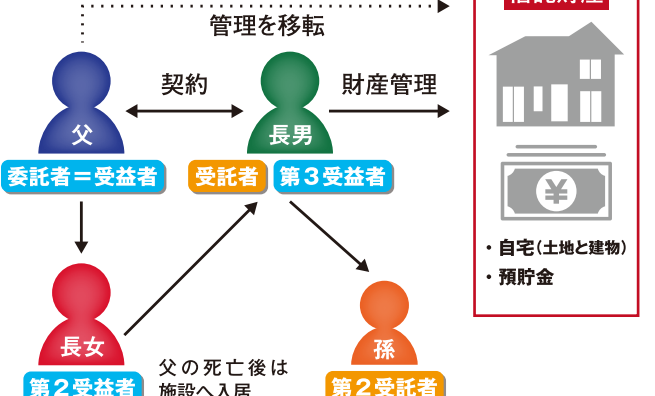
障害のある子をサポートしていくために

父は精神に障害を持つ長女と2人暮らし、現在は自宅も預貯金もあるため不安はないが、自分の亡きあとには、長男に長女の面倒を見てほしいと考えている

現状



家族信託の設計イメージ



問題点

自分の亡きあとは長男に長女の面倒をみてくれるのであれば財産を渡してもいいと思っているが、きちんと長女の面倒を見てくれるか不安が残る

解説

上記の信託契約を交わすことで、父が衰えた時やなくなった時は長女に、長女の死後は長男に財産を渡すことができる。受託者である長男に万が一のことがあれば、孫が第二受託者として長女をサポートしていくことになる。

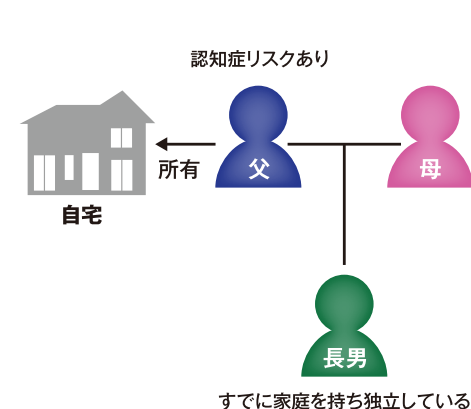
2 家族信託の事例

ケース 1

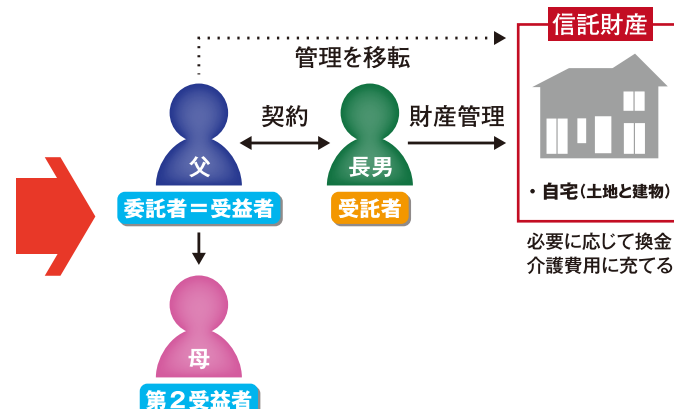
認知症になってしまいう前に

父は自宅に妻と夫婦2人暮らし、認知症になった場合には施設の入居費用や利用料、介護費用の確保に不安を感じており、自宅の売却を考えている

現状



家族信託の設計イメージ



問題点

父が認知症になると資産が凍結されるため施設の入居費用や介護費用の確保ができない可能性がある。

解説

上記の信託契約を交わすことで、父の資産が凍結されずに自宅が処分できるようになるため、将来の介護費用の不安が解消できる。また母を第二受益者としているため、父が亡くなっても母が引き続き処分した自宅の利益を得ることができる。

3 税務署への届出

家族信託では、基本的に次の4つの場面で税務署への届出が必要になります。

① 信託設定時	●信託に関する受益者別(委託者別)調書及び合計表
② 信託変更時 (受益者や権利内容の変更)	●信託に関する受益者別(委託者別)調書及び合計表 ●信託受益権の譲渡の対価の支払調書
③ 毎年1月31日まで	●信託の計算書及び合計表 ●不動産所得に関する明細書
④ 信託終了時	●信託に関する受益者別(委託者別)調書及び合計表

⑤ 改正事項

「相続法」が大幅に見直されました

① 相続に関して主にどのような点が変わったの？

配偶者居住権や自筆証書による遺言書の保管制度など新たな制度が設けられました

相続に関するトラブルを防ぐために、民法では、誰が相続人となり、また、何が遺産にあたり、被相続人の権利義務がどのように受け継がれるかなど、相続の基本的なルールが定められています。この民法の相続について規定した部分を「相続法」と言います。

相続法は、昭和55年(1980年)に改正されて以降、大きな改正は行われていませんでしたが、高齢化の進展など社会環境の変化に対応するため、約40年ぶりに大きな見直しが行われました。

今回の相続法の改正の主な内容は次のとおりです。

相続法の改正の主な内容

- ① 自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に
- ② 被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能に
- ③ 配偶者居住権を創設
- ④ 法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に

など

② いつから施行されるの？

新たな相続法の施行期日は、以下のとおりです。

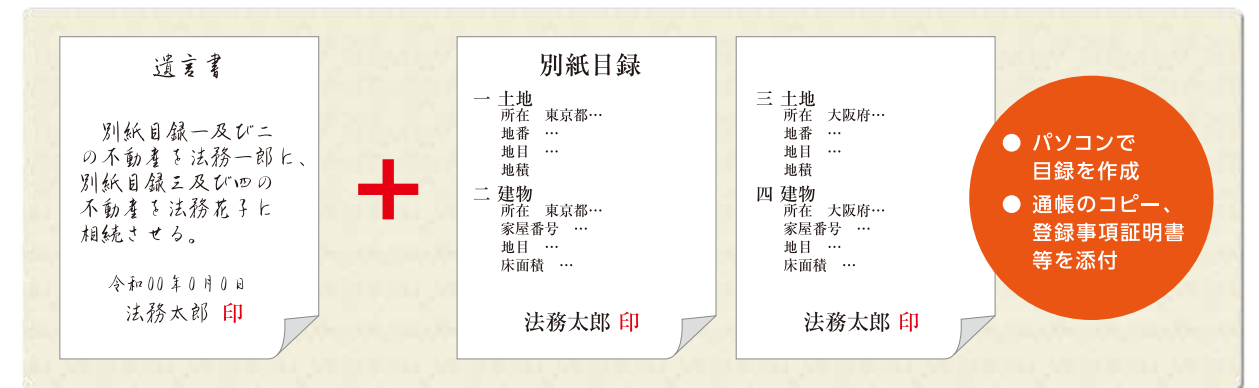
新たな相続法は、原則として公布の日(平成30年7月13日)から1年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行されます。

もっとも、例外として、①自筆証書遺言の方式を緩和する方策については、平成31年1月13日から施行される一方、②原則的な施行期日(遺産分割前の預貯金制度の見直しなど)、③配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設や、④法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度については、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行されます。



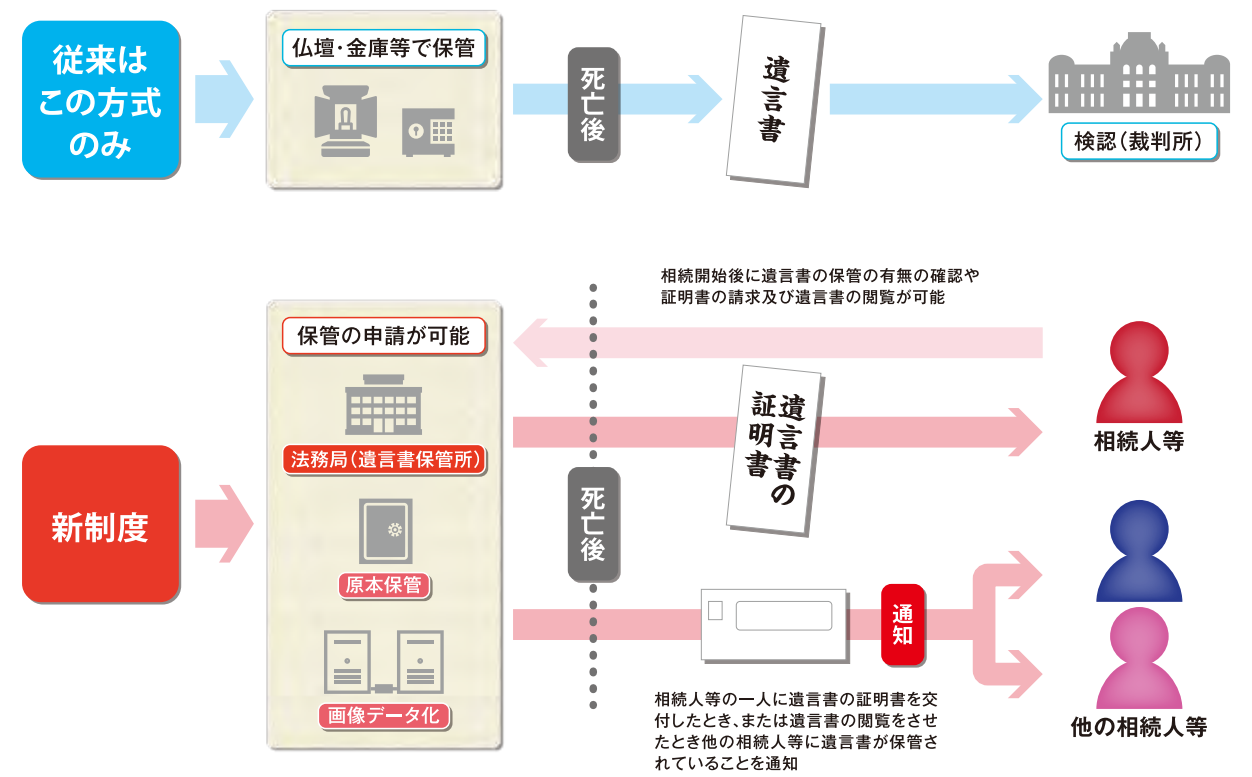
③ 財産目録の作成がパソコンで可能に

これまで自筆証書遺言は、添付する目録も含め、全文を自書して作成する必要がありました。その負担を軽減するため、遺言書に添付する相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、自書によらない書面を添付することによって自筆証書遺言を作成することができるようになります。



④ 法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に

自筆証書による遺言書は自宅で保管されることが多く、せっかく作成しても紛失したり、捨てられてしまったり、書き換えられたりするおそれがあるなどの問題がありました。そこで、こうした問題によって相続をめぐる紛争が生じることを防止し、自筆証書遺言をより利用しやすくするため、法務局で自筆証書による遺言書を保管する制度が創設されます。



⑥ 福岡相続相談センターについて

相続に関するご相談はお任せください

① 福岡相続相談センターの3つの安心

1
初回無料で
安心

初回の相続相談は無料です！

一般社団法人 福岡相続相談センターでは、まず**無料で相談**を行わせていただき、お客様の相続の状況をお伺いいたします。その上で、お客様にあった相続サポートをご提案させていただきます。一人一人のお客様に対する、**オーダーメイドの相続サポートサービス**を実感していただけます。お客様に本当に納得してからご依頼いただくための、福岡相続相談センターのサービスです。

2
実績で
安心

通算件数400件以上！

今までにご依頼いただいた相続税の申告件数は**400件以上！**相続の実績と経験は**日本でも有数の税理士事務所**です。これも、多くのお客様にご支持いただいた証です。

3
全てお任せで
安心

初めての相続でも安心です！

相続は人生の中で何度も経験することではありません。福岡相続相談センターは、ご相談から解決まで一つの窓口で、お一人お一人にあったサポートを提供いたします。さらに、**費用は一つ一つの手続きごとに明確に規定**しております。思わぬ出費が発生することはありません。各専門家のコーディネートから進捗管理まで、相続手続きはまるごと私たちにお任せください。

福岡相続相談センターに
聞いてみよう



② ご相談から解決までのサービスフロー

一般社団法人 福岡相続相談センターでは、初回の無料相談会を実施しております。

① お電話にて、ご相談予約・無料相談をお問合せください。



0120-459-081

受付時間 9:00～17:00(平日)

まずは、お気軽にお問合せください。専任スタッフのスケジュールを確認し、ご相談の日程とお時間を確保いたします。

※ご相談は、相続人の方、または遺言書や信託契約を検討されている方と、そのご親族様に限定させていただいております。
※メールでのお問合せも可能です。info@fukuoka-souzoku.com

② 予約いただいた時間で無料相談会を実施します。

およそ30分～1時間の無料相談では、専門家が、しっかりとお客様の話を伺わせていただきます。ご不明な点、ご心配な点は、何でもお尋ねください。

また、相続手続きに関する書類作成から、信託契約に関する書類、法務局に提出する申請書類の作成サポートなどは、前もってサポート内容と料金の説明を丁寧させていただきます。相続に関する事は、お気軽にお問合せください。



一般社団法人 福岡相続相談センターでは、福岡市を中心に**信託契約・遺産分割・遺言書作成などを、親身にサポートさせていただきます。**

当センターでは、下記のお手伝いをさせていただく事ができます。また、相続の無料相談会も実施しておりますので、お気軽にお問合せください。

相続手続きに関するサポート

相続人調査、相続関係図の作成、相続財産の調査

相続方法に関するサポート

相続放棄、限定承認

遺産分割と名義変更に関するサポート

遺産分割協議書の作成、各種財産の名義変更

遺言書作成に関するサポート

遺言書の書き方、3種類の遺言書、遺言の活用法

信託契約書作成サポート

目的に応じた契約書作成

相続税・贈与税の申告に関するサポート

税額試算と申告書作成



当センターでは、**地域密着型の事業運営**をしています。

現在、月間30～40件の無料相談をお受けしておりますが、こちらは事前予約をいただければ、どなたでもご対応させていただくことが可能です。まずはお気軽にお電話ください。